法第４条第１項の届出に係るチェックリスト 　(令和4年7月改定)

届出者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事内容（通称）：

担当者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先ＴＥＬ：

**法４条第１項関係**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| NO. | 届出書、添付書類 | 資料内容確認等 | チェック欄 |
| 届出者 | 県 |
| １ | 届出書（鑑）様式六 | 土地の形質の変更をしようとする者（計画の決定権者）が届出者か。 |  |  |
| 土地の形質の変更を行う３０日前までの届出か。 |  |  |
| ・「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」に漏れはないか。　（里道や水路が含まれる場合は、それらも記載すること）・土地の形質の変更の対象となる範囲が一部である地番については、「～の一部」と記載しているか。・対象地番が多い場合には、別紙一覧表を作成しているか。 | □□□ | □□□ |
| 土地の形質の変更の対象となる土地の面積は、盛土範囲と切土範囲の面積の合計になっているか。 |  |  |
| 形質の変更に係る部分の深さは「最大掘削深さ」を記入しているか。 |  |  |
| ２ | 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図 | ３千分の１～１万５千分の１程度の縮尺か。 |  |  |
| 土地の形質の変更の範囲を示しているか。 |  |  |
| ３ | 有害物質使用特定施設の設置場所を示した図 | 有害物質使用特定事業場の場合のみ添付する。 |  |  |
| ４ | 土地の形質の変更の場所を示した図（盛土、切土（掘削）の区別を図示した平面図、立面図、断面図）※工事図面等を加工したもので可 | 現況地盤面を掘削した後に盛土する範囲は「掘削範囲」として示しているか。（例：抜根や鋤取り等の整地をした後に盛土を行う場合） |  |  |
| 盛土した後に現況地盤面を超える掘削を行った範囲は「掘削範囲」として示しているか。（例：盛土後に現況地盤面よりも深い位置まで杭打ちをする場合） |  |  |
| 平面図に示された土地の形質の変更の範囲に漏れはないか。（都市計画法等の開発区域とは必ずしも一致しない。例：乗入工事や上下水道の接続、電気関係の工事等に伴う公道部分の形質変更範囲も土地の形質の変更の範囲に含める。）※漏れがある場合、届出書の「土地の形質の変更の対象となる土地の所在地」及び「その面積」の修正についても確認すること。 |  |  |
| 断面図には掘削深さを示しているか。（特に掘削最大深さ）注）杭打ちは掘削行為に該当する。 |  |  |
| ５ | 公図（字図）の写しコピー可 | ・土地の形質の変更の範囲を示しているか。・公図の写しの数枚が多い場合には、公図を元にして１枚にまとめた公図集合図を作成しているか。なお、公図を元にした公図集合図を提出する場合や公図集合図を重ね合わせた「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を提出する場合には、公図の写しを添付する必要はありません。 | □□ | □□ |
| ６ | 右記のいずれかの書類登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書類 | ①登記事項証明書（コピーでも可）登記事項要約書や登記情報提供サービスで取得した情報でも可。②土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地番一覧表登記項証明書の写しなどを元に作成しているもの。元となる書類情報を記載ください。登記事項証明書の写しなどを添付する必要はありません。（必要事項：土地の地番、土地所有者の住所及び氏名、元となる書類情報）③その他の書類・土地の売買契約書・土地の形質の変更の工事における請負契約書・同意書・公共施設の占有許可証・上記以外の提出書類　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | （　　）①、②又は③ |  |
| ７ | 土地利用履歴書（様式任意） | ・登記事項証明書にある地目を転記しているだけになっていないか。・特定有害物質の使用、製造、保管、飛散、流出及び地下浸透の観点で土地の利用履歴を記載しているか。 | □□ | □□ |
| ８ | 工事工程表（様式任意） | 予定日より前に土地の形質の変更を行う工程はないか。 |  |  |